

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年11月27日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和5年11月1日

瀬戸内市長 武久 顕也

損害賠償の額を定め和解することについて

瀬戸内市邑久町本庄1662番地3地先周辺で発生した草刈作業中の事故による損害について、次のとおり賠償額を定め、和解するものとする。

- 1 事故の相手方
住 所 瀬戸内市 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
- 2 事故の概要
令和5年9月13日（水）午前10時30分頃、瀬戸内市邑久町本庄1662番地3地先にて、周辺の道路法面を本市建設課が賃貸借契約している重機にて草刈作業中に、アーム先アタッチメントの草刈部分が石を跳ねて、当事者が駐車していた自動車のリアバンパー（右側）に石があたり、当該リアバンパーが損傷する損害事故が発生した。
- 3 和解の要旨
瀬戸内市は、損害賠償金として、336,985円を相手方に支払う。